

平成20年6月1日から建設コンサルタント等業務の入札方法等が変わります。

平成20年6月1日以降に公告及び指名通知を行う業務から適用します。

ご案内しました入札方法等について一部変更があります。	
変更点①	地質調査業務について発注基準を別途作成しました。
変更点②	補償コンサルタント業務の発注基準は地質調査業務の発注基準に準じます。
変更点③	施工体制確認調査の対象は、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務についても、建設コンサルタント業務と同様、最低制限価格で入札した方だけでなく、全ての入札者が対象となります。

※以下、変更点について、下線を引いています。

1 予定価格等の公表

- (1) 測量、設計業務等全ての業務委託について、予定価格を事前公表します。
見積根拠資料を入札時に提出していただくことになります。
- (2) 測量、設計業務等全ての業務委託について、最低制限価格を事前公表します。
 - ① 最低制限価格は、予定価格1千万円未満の設計業務、3百万円未満の建築設計業務及び全ての測量業務に設定します。
 - ② 最低制限価格の算定は、次ページ「4 最低制限価格の算定について」に基づきます。

2 入札方法・発注基準等

- (1) 建設コンサルタント業務
 - ① 予定価格が1千万円以上の業務は、原則としてプロポーザル方式を採用します。
また、予定価格が1千万円未満の業務についても、業務内容が技術的に高度なもの、専門的な技術等が要求されるものはプロポーザル方式を採用できるものとします。
 - ② 予定価格が1千万円未満の業務については、「最低制限価格制度」を用いた指名競争入札とします。
- (2) 測量業務
 - ① 全ての業務において、「最低制限価格制度」を適用します。
予定価格が5百万円以上の業務については、一般競争入札とします。
予定価格が5百万円未満の業務については、指名競争入札とします。
 - ② 「公共測量作業規定」に基づく業務であり、原則として複数の技術者(1名は測量士)の配置を要件とします。
- (3) 建築設計業務
予定価格が3百万円以上の業務は、原則としてプロポーザル方式とします。
予定価格が3百万円未満の業務は、指名競争入札とします。
競争入札による場合は、「最低制限価格制度」を適用します。
- (4) 地質調査業務
全ての業務において、「最低制限価格制度」を適用します。
予定価格が5百万円以上の業務については、一般競争入札とします。
予定価格が5百万円未満の業務については、指名競争入札とします。
- (5) 補償コンサルタント業務
地質調査業務の基準に準じます。

3 施工体制確認調査

入札者の施工体制を確認し、適正な施工の可否を判断し落札者を決定します。

- ① 対象業種
建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務
- ② 対象の入札
全ての競争入札
- ③ **施工体制確認調査提出書類の提出義務者**
全ての入札者
調査のための提出書類は、封緘した上で、入札と同時に提出してください。

4 最低制限価格の算定について

(1) 建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務

算定方法は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおり

- ① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$
最低制限価格 = $(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「技術経費の50%」} + \text{「諸経費の50%」}) \times 105/100$
 - ② $6/10 > \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 6/10 ↑
 - ③ $8/10 < \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 8/10 1万円未満切り捨て
- $$\alpha = \frac{\{(\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{技術経費の50\%}) + (\text{諸経費の50\%})\} \times (105/100)}{(\text{予定価格})}$$

(2) 測量業務

算定方法は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおり

- ① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$
最低制限価格 = $(\text{「直接測量費の額」} + \text{「測量調査費の額」} + \text{「諸経費の30%」}) \times 105/100$
 - ② $6/10 > \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 6/10 ↑
 - ③ $8/10 < \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 8/10 1万円未満切り捨て
- $$\alpha = \frac{\{(\text{直接測量費の額}) + (\text{測量調査費の額}) + (\text{諸経費の30\%})\} \times (105/100)}{(\text{予定価格})}$$

(3) 地質調査業務

算定方法は、予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で次のとおり

- ① $2/3 \leq \alpha \leq 8.5/10$
最低制限価格 = $(\text{「直接調査費の額」} + \text{「間接調査費の額」} + \text{「解析等調査業務の70%」} + \text{「諸経費の30%」}) \times 105/100$
 - ② $2/3 > \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 2/3 ↑ 1万円未満切り捨て
 - ③ $8.5/10 < \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 8.5/10
- $$\alpha = \frac{\{(\text{直接調査費の額}) + (\text{間接調査費の額}) + (\text{解析等調査業務の70\%}) + (\text{諸経費の30\%})\} \times (105/100)}{(\text{予定価格})}$$

(4) 建築設計業務

算定方法は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおり

- ① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$
最低制限価格 = $(\text{「直接人件費の額」} + \text{「特別経費の額」} + \text{「技術料等経費の50%」} + \text{「諸経費の50%」}) \times 105/100$
 - ② $6/10 > \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 6/10 ↑ 1万円未満切り捨て
 - ③ $8/10 < \alpha \rightarrow$ 最低制限価格 = 「予定価格」 \times 8/10
- $$\alpha = \frac{\{(\text{直接人件費の額}) + (\text{特別経費の額}) + (\text{技術料等経費の50\%}) + (\text{諸経費の50\%})\} \times (105/100)}{(\text{予定価格})}$$

※調査基準価格等の計算について

- ①の場合、**万円未満切り捨て**た後に消費税を加算します。
- ②、③の場合、**入札書比較価格**に2/3もしくは8.5/10を掛け、**1万円未満切り捨て**た後に、消費税を加算します。